

教科書検定における申請図書デジタルデータの提出について

教科書検定における審査業務の標準化等のため、検定の申請に当たり、紙の申請図書に加え、申請図書のデジタルデータ（PDF を指す。以下「図書データ」という。）を提出すること。

1. 提出方法

文部科学省のデータ授受用のシステム*又は電磁的記録媒体による提出とする。

※ 申請者と文部科学省教科書課の教科ごとの担当者のみがアクセス可能な領域を設定

2. 図書データの仕様

提出する図書データは、以下の仕様により作成すること。

- ・ 申請図書原本の PDF ファイルとする。
- ・ PDF ファイルは、編集用のネイティブデータを原則として PDF/X-4 に書き出して作成すること。（PDF/X-4 での作成が不可能な場合は PDF/X-1 も可とする。）フリーソフトによる変換や印刷物のスキャンデータは不可とする。
- ・ フォントは原則として埋込とし、文字認識可能であるようにすること。（図表中の文字等、埋込が不可能なものを除く。）
- ・ 解像度はおおむね 200～350dpi 程度とすること。
- ・ 非表示情報は全て削除すること。
- ・ 申請者においてセキュリティ設定を行わないこと。
- ・ 1 ファイル当たり概ね 1 GB 以下になるように作成し、1 GB を越える場合は、ファイルを分割すること。
- ・ 文字データについては、可能な範囲でテキストデータにすること。

3. 図書データ作成上の留意点

- ・ PDF データのファイル名は、「申請図書番号_(アンダーバー)種目名」とし、ファイルを分割した場合は枝番をつけること。（例：107-1_論理国語_1）。
- ・ 折り込みについては、当該ページのみ横にするなどによりなるべく文字切れがない形で提出すること。

4. 提出期間

図書データの提出時限については、申請図書を提出した日の翌日から起算して 45 日以内とする。

5. その他

図書データについては、文部科学省において責任を持って適切に管理し、検定に係る業務のために必要な範囲に限り利用するものとする。